

重要管理地域の選定のガイドライン（仮案）

1. ガイドラインの考え方

以下のような生物多様性の特性を有し、保全の重要性が高く、移入種の予防、防除等の管理が必要な地域。特に、移入種が侵入・定着した場合に生物多様性に対して著しい影響が生ずるおそれ大きいと考えられる地域。

(1) 重要性の観点

- ・固有性

他の地域から隔離されており、固有種（特に遺存的な固有種）が見られる地域
（例：固有種の多い島嶼）

- ・希少性

分布が限定されているレッドリスト掲載種が集中して見られる地域
（例：山地帯、水系の源流部、湿原）

- ・特殊性

特殊な環境条件を有し、他では見られない希少な生態系が成立している地域
（例：鳥類の集団繁殖地・渡来地、火山荒原、洞窟）

(2) 移入種影響の受けやすさの観点

- ・脆弱性

上位捕食者が不在で生態系の構成要素が少ない等、脆弱な生態系を有する地域
（例：島嶼（特に大洋中にある海洋島）、湿原、高山帯）

移入種の防除などの管理について実現可能性の見込まれる地域。

(1) 現状として移入種の侵入・定着の程度が著しくない地域

(2) 日常的に人の往来、物資の流通等による移入種の侵入・定着のインパクトが大きい地域

2. 上記の選定ガイドラインに適合する候補地の事例

- ・小笠原諸島
- ・トカラ列島以南の南西諸島（奄美・沖縄・宮古・八重山の各諸島）
- ・北アルプスなどの山地帯
- ・尾瀬などの湿原地帯